

医療・介護専門職養成奨学金貸与

（目的）

当地域の保健・医療・福祉の発展に貢献する薬剤師、看護師、介護福祉士及びその他の医療技術者を養成するために取り決めるものである。

（奨学金） 介護職 5万円・看護職 5～10万円/月（貸与型により金額変更あり）

（対象者） 医療・介護専門職を養成するための学校に在学する者で、当生協奨学金の貸与を希望した者の中から常務理事会が承認した者

（返済免除）

資格取得後、当生協の職員として採用された奨学生が、奨学生であった期間の1.5倍以上当生協に勤務した場合は奨学金の返済を免除する。

「介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講・資格取得支援金貸与制度」もあります。